県営土地改良事業（ため池等整備事業小野池地区）における
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1　事業費及び事業費の負担区分の予定

（1）　　（600,000）　　（3）
県営事業費　921,200 千円（令和 7 年度単価・ただし、物価変動により将来変動することがある。）

（30,000）
※地方事務費　46,060 千円除く。

（2）負担区分の予定

工事の区分	国庫負担	県負担	市負担		地元負担
			負担金	分担金	
ため池工事	55%	(29) 34%	11%	(4) －%	(1) －%

2　土地改良法第 91 条の規定による市負担金の納入方法
本事業の施行に係る地域の東広島市は、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）（以下「法」という。）第９１条第６項の規定により、広島県建設事業負担金条例（昭和３６年条例第１２号）に従い負担金を負担する。

3　土地改良法第 91 条の規定による地元分担金の納入方法
該当無し。

4　地元負担の予定基準
該当無し。